

2026年度分「自立援助ホーム支援助成」のご案内

真如苑は、開祖伊藤真乗の生誕100年を記念する「Shinjoプロジェクト」の一環として、真如苑立教の地・立川のある東京都多摩地域を対象に「市民活動公募助成」を2007年から始めました。翌2008年より「児童福祉施設支援助成」を始め、そこから「自立援助ホーム支援助成」を独立して助成対象地域を関東地域に、さらに全国に広げて、より重点的かつ広域的に助成をさせていただいております。

近年、児童虐待などにより青少年が健やかに育つことをはばむ状況が深刻化しています。当苑としてもこの問題に何かしらお役に立つことができないかと考えてきましたが、「児童福祉施設支援助成」の取り組みを通じて自立援助ホームの厳しい現状を認識するにいたり、自立援助ホームに特化した助成事業を強化したものです。

過去17年間に全国の自立援助ホームから420件(ホームの実数は148ホーム・協議会)のご応募をいただき、のべ341件に助成させていただきました。この助成事業を通して青少年の自立を支えていく活動に少しでもお役立ていただければ幸いです。皆さまのご応募をお待ちしております。

【概要】

- 応募対象:全国で事業を進める児童福祉にかかる自立援助ホーム、ホーム協議会
- 申請受付期間:2026年1月16日(金)~1月30日(金)17時まで
(eメールに必要書類を添付する形でご申請ください)
- 助成対象期間:2026年5月1日(金)~2027年4月30日(金)
※助成対象期間は4月からではありません。ご注意ください。
- 助成金額:1ホームあたりの助成上限金額 50万円

【事務局・問い合わせ先】

真如苑市民活動公募助成事務局(真如苑より委託)

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-2-20、2F 大阪ボランティア協会気付

Tel : 06-6809-4901 【担当:椋木(むくのき)】 ※月曜~土曜、10時~17時

Fax : 06-6809-4902

E-mail: shinjo-pj@osakavol.org(osakavolは オー エス エー ケー エー ブイ オー エル)

URL : <https://kobo.shinnyo-en.or.jp/>

しんじょう 真如苑 とは

真如苑は、開祖の伊藤真乗が昭和11年(1936年)、東京都立川市に開いた仏教教団です。釈尊最後の教えとされる大般涅槃經を根本の教典とし、日常生活を修行の場として、他のために行う利他の実踐行を大切にしています。開祖が一貫して悩み苦しむ方の立場に立ち、その時にできる精一杯の支援活動を続けてきましたように、志を同じくする多くの方々とのつながりを大切にしながら教育、障がい者福祉、環境保全、文化芸術や国際協力などの分野での社会貢献活動に取り組んでいます。

1. 対象

- ① 児童福祉法に定める児童自立生活援助事業として運営される「自立援助ホーム」(申請時点で入所児・者がいるホーム。営利・非営利を問いません。ただし、1法人から申請できるのは1ホーム分だけです)
- ② 地域の自立援助ホームで組織する「協議会」
- ③ ①、②ともに、助成金申請時点で丸1年以上の事業実績があり、直近の決算報告を提出できること
なお、3年連続で助成を受けた“法人”や協議会は、今年度は申請できません(同一法人が運営する別のホームも申請できません)。次年度以降に申請して下さい。その際、新たな事業での申請をお願いします。

2. 助成内容[2026年5月～2027年4月に実施される事業ないし活動]

入所児・入所者の福祉や就学・就職等に寄与するか、職員の資質向上・福利増進、地域住民の意識啓発などに要する費用を助成します(事業費はもとより、人件費、設備費=什器備品費・工事費などにも助成しますが、助成により具体的で明確な成果が確認できる事業であることが必要です)。

【過去に助成を実施した事業の例】

職員研修、入所児・者の旅行体験、運転免許取得支援、就活準備のための衣類等の給付、設備改修など

3. 助成金額

助成総額は900万円を予定しています。申請事業1件あたりの助成金額は最高50万円まで(助成額は「万円単位(千円以下切り捨て)」です。申請額も万円単位として下さい)。

(助成にあたり自己負担は求めませんが、50万円以上の計画の場合、残額のご負担をお願いします)



4. 申請方法

(1)申請方法

- 【1】「申請フォーム(下記URL、右上QRコード)」に団体情報を入力して申請エントリーをして下さい。申請フォームURL: <https://forms.gle/2LzH7LxJubz3g1MX8>
- 【2】エントリー後に下記の申請書類を締切日(1/30(金)17時必着)までに、メールにてデータでご提出ください。

(2)申請に必要な書類(①②③)は必須。④⑤は新規申請のみ必須。⑤は、なければ提出不要です)

※原則として、eメールにデータ添付する形で事務局に送信して下さい。

※不足書類がある場合は、申請を受け付けられませんので、不備がないよう提出前に必ずご確認下さい。

- ① 「自立援助ホーム支援助成」申請書、収支計画(真如苑ホームページから、それぞれのWORDファイル、EXCELファイルをダウンロードし、入力して作成。PDF化せず、そのまま送信して下さい)
- ② 機材購入や設備改修、宿泊パックで購入する旅費などの見積書
(機材や工事費などが1件5万円以上の場合のみ。写真データかPDF化して添付して下さい)
- ③ 直近の決算書(写真データかPDF化して送信して下さい)

<以下は新規申請ホーム/協議会のみ。過去に申請実績のある団体は送付不要です>

- ④ 直近の事業報告書・計画書、予算書
- ⑤ 施設のパンフレット

(3)申請受付期間

2026年1月16日(金)～1月30日(金)17時まで(メール必着)

※ eメールでの送信時、かならず件名に【真如苑・自立援助ホーム助成申請書】(○○)←団体名、と記して下さい。

※ 審査の都合上、受付期間を過ぎた申請は受け付けられませんので、ご注意下さい。

※ 申請書類受付後、2026年2月6日(金)中までに受付確認のeメールをお送りします。万一、届かない場合は申請書が未着または未受領の可能性があります。メールが届かない場合は、2月13日(金)までに助成事務局までご連絡ください。

5. 審査方法と審査のポイント

(1)書類審査(1次審査)

1次審査は申請書類を元に選考します。申請書にはできるだけ詳細に申請事業の内容をご記入下さい。

(2)オンライン面接審査(2次審査)

2次審査はオンラインにて、個別面接を実施します。1団体につき15分以内の質疑応答を審査員が行う形式とします。面接日時は、以下のいずれかの日程で調整いたします。

2026年 3月16日(月) 10時～15時、3月19日(木) 10時～14時

※ 上記日程のオンライン面接審査に出席いただけない場合は、選考対象から除外させていただきます。

※ 書類選考(1次審査)の結果と、書類選考の通過者への面接日時の通知を2月24日(火)中までに面接日時をメールでご連絡いたします。

期日までにメールが届かない場合は、3月2日(月)までに助成事務局までお問合せください。

なお、審査に当たっては、下記①～⑤などをふまえ、総合的に審査します。

- ① 助成によって具体的で明確な成果が確認できる申請であるかどうか
- ② 事業の独自性や工夫や、入所児・者にとって効果が見込めるかどうか
- ③ 申請額に過大な積算がないかどうか(事前に相見積りなどで申請額の精査をお願いします)
- ④ 2024年度までの助成に対し適切な報告がなされているか(過去の助成について報告がなされていない場合、必ず2025年12月末までに報告書を提出してください。報告書の提出がない場合、助成できません。 過去の報告実績は真如苑ホームページで確認いただけます)
- ⑤ 他の申請者に比べて過去の助成履歴が少ないかどうか[3年連続で助成を受けた“法人”は、今年度は申請できません(同一法人が運営する別のホームも申請できません)]

6. 申請できる支出科目

同封の申請書の予算書では、以下の科目に従い予算の構成をご記入下さい。科目によって一定の制約がありますので、ご注意下さい。

| 科 目 | 内 容 |
|--------|---|
| ①人件費 | 事業実施に伴う雇用している職員の人事費(助成申請額の50%が上限)。ただし、旅行時の付き添いのための人事費は計上できません。なお、助成決定時に算定される人事費は助成決定額の5割までとなり、残額は自己負担となります。 |
| ②旅費交通費 | 事業実施に必要な交通費および宿泊費(ただし日常的な活動で必要な交通費は助成額には含められません)また旅行時に計上できる職員の旅費は参加する入所児・者3人に対して職員1人分、入所児・者4～6人に対して職員2人分、入所児・者7人以上では職員3人分の割合までとします。海外旅行の旅費は認められません。 |
| ③通信運搬費 | 事業実施に必要な電話などの通信費や郵送、宅配便などの運搬用費用 |
| ④印刷製本費 | 事業の広報に必要なチラシ作成や成果報告に関する印刷費など(団体自体の広報宣伝用の印刷物や団体自体の報告書の作成費は含められません) |
| ⑤消耗品費 | 事業実施に必要な文具や日用品、衣類など。ただし会合や旅行時の飲食費は <u>助成対象外</u> です(朝食セットの宿泊料金は助成します)。経費に計上する場合、自己資金でカバーしてください。 |
| ⑥什器備品費 | 事業実施に不可欠な備品の購入費・リース料など |
| ⑦工事費 | 設備改修に伴う工事費など |
| ⑧資料収集費 | 事業実施に必要な資料などの購入費 |
| ⑨会議費 | 事業実施に必要な会議室料など(事務所などの敷金や家賃は含められません) |
| ⑩諸謝金 | 事業で支払われる講師謝金など(過度に高額な謝金は認められません) |
| ⑪雑費 | 事業実施に必要な支払手数料や保険料 |

7. 選考委員

選考において、客観性と公平性を維持するため、助成審査委員会を設け、委員会メンバーが審査・選考にあたります。助成審査委員会のメンバーは以下の通りです。(敬称略)

早瀬 昇(社会福祉法人 大阪ボランティア協会 理事長)

平戸 ルリ子(東京家政大学 人文学部 教授)

山縣 文治(大阪総合保育大学 特任教授)

西川 勢二(真如苑 教務長)

8. 選考結果の通知

【書類選考(1次審査)の結果】2026年2月24日(火)中までに、eメールでご連絡いたします。

【最終選考の結果】2026年4月14日(火)中までに、eメールでご連絡いたします。

助成先に選定された団体は「真如苑 公募助成」のホームページにて公表させていただきます。

9. 助成金贈呈式・意見交換会

以下の日程で「助成金贈呈式・意見交換会」を開催します。「贈呈式」では、助成金決定者リストをご紹介すると共に、助成金の送金・事業の実施・計画変更時の注意・成果報告の仕方などについての「説明会」を行います。また多くの自立援助ホームの関係者が集う機会を活かすため、贈呈式の後、審査員の先生方も交えた「意見交換会」を実施します。

※ 贈呈式にご参加いただけない場合は、原則として助成できません。

【日時】2026年5月23日(土)13時～16時(予定) 【場所】オンラインで実施予定

10. 助成対象に選定された場合の手続き・ご留意事項

【助成決定後の予定】

| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 2026年4月14日(火) | 助成決定通知をメールにて送付 |
| 2026年5月23日(土) | 「助成金贈呈式」兼「意見交換会」 <u>【必ずご参加ください】</u> |
| 2026年5月31日(日) | 助成金支払に関する確認書類の助成事務局提出の締切日 |
| 2026年6月30日(火) | 助成金の支払い |
| 2026年5月1日 ～2027年4月30日 | (事業実施期間。事業完了後、1ヶ月以内に事業完了報告書をご提出ください) |
| 2027年5月31日(月) | 事業完了報告書の最終提出締め切り |

- 助成が決定した団体を対象に、5月23日(土)に「助成金贈呈式」「説明会」「意見交換会」を開催します。助成決定後、別途、ご案内をお送りしますが、必ず、ご参加ください。
- 助成金は、押印した「助成金受領にあたっての確認書」「助成金振込依頼書」と「通帳のコピー」をPDF化して2026年5月31日(日・必着)までにeメールに添付して公募助成事務局まで提出してください。書類受領後、指定の口座に真如苑より振り込みいたします。万一、5月31日までに確認書類をお送りいただけない場合は、助成を実施いたしませんので、ご注意ください。

【助成決定後の留意点】

- 皆さまと、助成をさせていただく私どもとは、皆さまの事業を進める“パートナー”だと考えております。事業推進にあたり、お困りごとや計画の変更などが必要になった場合、お気軽にご相談ください。
- 助成事業を中止したり変更したりする状況になった場合は、必ず事前に速やかに事務局にご相談ください。事前のご相談なく事業内容を変更された場合、助成金の返還を求める場合があります。事業変更の場合、変更の適否を判断した上で、事情に応じて助成金の精算を行っていただきます。
- 助成期間中に活動経過をお問い合わせしたり、取材もしくは活動を見学させていただいたりする場合があります。ご了解ください。
- 助成事業の実施にあたり、当該事業の案内や開催要項などには、必ず「真如苑助成事業」と明記していただきます(「Shinjoプロジェクト」などの表記は避けて下さい)。また団体名称・助成事業名の真如苑ホームページでの公開ならびに報告書の提出・成果の公表に同意していただきます。
- 助成事業に関する案内や開催要項などを発行された際や、成果物や報告書が完成した際、あるいは新聞や雑誌などで活動が紹介された場合には、隨時、助成事務局にもお送りください。

【助成事業終了後の手続き】

- 助成対象団体は、助成事務局が別途定める様式(「助成事業実施のてびき」に掲載。ホームページからもダウンロードできます)に従って、助成期間終了後、速やかに実績報告書を提出していただきます。報告内容で、不適切な経費支出があったと認められた場合には、交付した助成金の全額又はその一部を返納していただく場合があります。
- 納品書、領収書、書類の現物などの提出を求めることがあります。